



その4

運輸部

バス・タクシーの活性化と発展を目指して

バス・タクシー事業についてはこれまで事業者の経営の安定を通じて安全で良質なサービスを安定的に提供する、という考え方のもじり、利用者数に対しても車両数が過剰にならないように調整を行ってきました。（道路運送法に基づく需給調整規制）

1 バス・タクシー事業の規制緩和

しかしながら、このような制度においては、能力・意欲のある者がバス・タクシー事業に新たに参入したり、事業を拡大したりすることが難しいという問題があります。その結果、事業者同士の運賃競争・サービス競争が進みにくくなっています。

そこで、今後はバス・タクシー事業の活性化を図るために、需給調整規制を廃止し、意欲ある事業者に対しても新規参入や事業拡大を認めることとしました。（平成九年三月の規制緩和推進計画の閣議決定）閣議決定を受けて運輸省では、運輸政策審議会へ需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策について、の諮問を行ない、貸切バスについては平成十年六月、乗合バス及びタクシ

ーについては平成十一年四月に答申が出されました。需給調整規制の廃止により、事業者間の運賃競争やサービス競争が促進され、利用者のサービスに対するサービスが提供されることが期待されます。

2 安全の確保等

一方、事業者間の競争が激しくなると、安全面の軽視などの弊害が出てくるのではないか、という懸念があります。

しかしながら、需給調整規制を廃止したからといって、バス・タクシー事業を自由に行えるわけではなく、安全の確保など必要最低限の条件をクリアした者だけが参入できるしくみになります。さらに、事業開始後も事業者に対する監査を強化するなど、安全面などについては、これまで以上に厳しくチェックしていくこととしています。

3 スケジュー

貸切バスについては、今年の通常国会で道路運送法が改正され、平成十一年一月一日から需給調整規制が廃止されることとなりました。また、乗合バス・タクシーについては、答申を受けた来年の通常国会で道路運送法の改正案を提出し、平成十三年度中に実施することを予定しています。

